

募集要項 先進技術展開（グリーン戦略）分野に係る人材育成事業
寄附講座

1. 要件等

事業の趣旨
<p>グリーン成長戦略の重要分野や AETI（アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ）に基づく産業技術等（新技術・先進技術）を研究・開発して社会実装等を目指す日本企業等の取り組みへの理解向上や新技術・先進技術の普及促進、脱炭素化への国際的認識醸成を目的とした事業です。</p>
対象国・地域および実施国
<p>アジア（中東を含む）の国・地域等</p>
募集内容
<p>現地大学等において、当該大学等に在籍する学生を対象に、日本の企業や団体、大学等で研究・実証等が進められている脱炭素技術に関連した寄附講座の開設を希望する日本企業、公益法人等の団体、大学等高等教育機関を募集します。</p>
申請法人の要件
<p>寄附講座の開設・実施を申請する法人等の要件は以下の通りとします。</p> <p>(a) 脱炭素技術の研究・実証等を行う日本で法人格を有する企業、団体、又は日本に所在する大学、大学院、高等専門学校等の高等教育機関。 ※複数の法人がコンソーシアム形式を取り、そのうちの一つの法人が代表となり申請することも可能とします。</p> <p>(b) 寄附講座の実施・管理及び経費負担が可能であること。 ※寄附講座実施国・地域において、必要な場合にそれらの準備と実施を補佐する者を手配できること。</p>

申請法人が実施すべき事項	
<p>申請法人には、寄附講座の開設にあたり以下の業務を主体的に実施して頂きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地大学等と協力、調整し、寄附講座の科目設計及び日程など、寄附講座開設の実施に必要な手続を行う。 ・ 申請法人が求める知識や能力等のニーズに沿った寄附講座のカリキュラムを作成し、講座の講師選定／依頼、シラバス・教材・資料作成等を行う。 ・ 寄附講座における講座での指導効果を高めるものとして AOTS が特に認めたときは、資機材を調達（原則としてリース又はレンタルとする。）し、当該調達資機材の適切な使用、維持に係る管理を行う。 ・ 講座の実施に際して、講義等時間帯の設定、受講生の募集、受講生の出欠管理への要請等について、現地大学等との調整を行う。 ・ 寄附講座の実施及びその運営方法について、現地大学等と適宜調整を行い、滞りなく遂行する。 ・ 寄附講座開設実施期間中における事業進捗状況の報告、事業報告書の作成及び経費実績を報告し、精算する。 ・ その他寄附講座の実施・運営に必要とする事項。 	

寄附講座の要件										
構成・概要	<p>現地大学等と協力し講座を開設します。日本企業等の脱炭素技術に関する研究開発や社会実装等の取組への理解向上や、現地での普及・波及や導入・利用の促進に資する内容となるよう留意してください。</p> <p>講座構成：対象大学等で行う講義、ゼミナール、演習、実習・実験、研究、視察・フィールドワーク等</p> <p>回数：90分程度の授業を5回以上（計450分程度以上を目安）</p> <p>受講生数：原則として5名以上</p> <p>日数：最低1日以上</p>									
内容 <small>(注1)</small>	<p>以下の産業分野における脱炭素関連の新技术、先進技術についてのテーマで、日本の企業等の技術、製品、サービスを用いての理解向上又は普及促進に資する内容とします。</p> <p>*日本のグリーン成長戦略に示される産業分野の例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">洋上風力・太陽光・地熱産業</td> <td style="width: 33%;">水素、燃料アンモニア産業</td> <td style="width: 33%;">次世代熱エネルギー産業</td> </tr> <tr> <td>原子力産業</td> <td>自動車・蓄電池産業</td> <td>半導体・情報通信産業</td> </tr> <tr> <td>航空機産業</td> <td>カーボンリサイクル・マテリアル産業</td> <td>次世代電力マネジメント</td> </tr> </table> <p>*AETIの枠組みで策定されるエネルギー・トランジション・ロードマップにおいてとりあげられる産業分野</p>	洋上風力・太陽光・地熱産業	水素、燃料アンモニア産業	次世代熱エネルギー産業	原子力産業	自動車・蓄電池産業	半導体・情報通信産業	航空機産業	カーボンリサイクル・マテリアル産業	次世代電力マネジメント
洋上風力・太陽光・地熱産業	水素、燃料アンモニア産業	次世代熱エネルギー産業								
原子力産業	自動車・蓄電池産業	半導体・情報通信産業								
航空機産業	カーボンリサイクル・マテリアル産業	次世代電力マネジメント								

対象の教育機関	<p>現地大学等は、以下の要件を満たす高等教育機関^(注2)とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の産業分野に関連する教育^(注3)に取り組んでいる、又はその普及や導入・利用の促進に資する研究活動に取り組む教員が所属する学校・教育機関 ・「短期大学士（英語：Associate Degree）」以上の学位、又は「準学士号（Foundation Degree）」以上の称号を付与する教育課程を設置・運営する学校・教育機関
受講生の資格	<p>以下の要件を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 寄附講座開設対象の現地大学等に在籍している学生 (b) アジアの国・地域等（中東を含む）の国籍を有する者 (c) 原則として、18歳以上の者 (d) 軍籍に属さない者
指導方法	<ul style="list-style-type: none"> ・担当講師は、外部有識者・専門家、申請法人の教員・職員・社員及び寄附講座開設大学等の教職員等とする。また、講師が通訳を使用して講座を実施することも可能とする。 ・講座は、原則として当該現地大学等内で行われる講義・演習とするが、必要に応じて学外施設での実施や企業等における実習や実験等を含んでも良い。また、必要に応じて、脱炭素技術の需要やその環境・条件等の検証などのフィールドワーク等の校外活動も行うことができる。 ・講座は、インターネットを介し ICT ツールとデジタルデバイスを活用してリモートで指導するオンライン授業や研究指導等を実施することも可能とする。
実施期間	<p>原則として 2023 年 3 月 20 日までに講座の実施・完了が必要です。</p>

講師
<p>指導講師は、日本など実施国以外の国の講師（国外講師）、実施国の講師（現地講師）のいずれの場合も経費補助の対象となります。また、<u>国外講師や現地講師が、講座開設、又は実施大学に赴かずに、リモートでオンライン授業を行う場合も経費補助の対象になります。</u>講師が指導を行う経費に対する補助の要件は以下のとおりです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> (a) 技術・研究分野等の指導に当たる講師に関しては、当該指導分野での業務あるいは研究活動経験が、原則として3年以上であること。 (b) 現地講師、又は国外講師が複数名で同一の講座において指導にあたる際には、その必要性和妥当性を AOTS が認める場合に限り、その複数名の講師に係る経費を補助対象とする。 (c) その他、特に AOTS が、講座運営上の必要性や指導目的上の妥当性があり適任と認める人物を講師とすることができる。

申請法人の経費負担	
経費負担の詳細は 2. 補助対象経費参照	

- 注 1: 講座のテーマが、直接的又は間接的に軍事目的に関連するものである場合は利用できません。
- 注 2: 特定の複数の現地大学等を対象とすることも可能です。原則、講座開設先は現地の高等教育機関となりますが、日本企業等の脱炭素技術普及等の観点で特に有効性等が認められる場合に限り、日本の高等教育機関を開設先とすることも可能となりますので、その場合は事前にご相談ください。
- 注 3: 寄附講座として行おうとする講座のテーマ・内容に係る基礎的又は周辺の分野を含む教育であっても構いません。

2. 補助対象経費

本寄附講座の実施に当たり、AOTS 規程に基づき低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業による国庫補助金が適用されます。

補助対象となる経費の種類
<p>寄附講座開設費</p> <p>1. 講座実施費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 講師謝金 (2) 講師技術料 (3) 教材費 (4) 通訳費 (5) 講師通訳等旅費 (6) 施設等借上費 (7) 会議費 (8) 資機材費 (9) 講座実施諸費 (10) 国内講座受講者旅費（旅費） (11) 遠隔機材調達・環境等整備費（※） (12) 遠隔指導導入支援費（※） (13) 開設校協力謝金 (14) 講座運営管理旅費 (15) 外注費 <p>注）（※）の経費はオンライン指導を行う講座にのみ適用されます。</p>
補助及び経費負担（分担金）
<p>補助対象経費として認められる寄附講座開設費（精算額）に国庫補助金が適用されます。補助率の区分により、次の通り国庫補助金以外の経費をご負担いただきます。加えて付帯する事務経費相当額として寄附講座開設費（精算額）の 11%をご負担いただきます。ご負担頂く金額を「分担金」と称します。</p> <p>なお、経費の精算時には、補助対象経費（精算額）から申請法人にご負担いただく分担金を差し引いた額をお支払いします。</p>
<p>補助率適用区分</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校法人、公益法人 : 補助対象経費の 3/4 を補助 一般法人、中小企業^(注4) : 補助対象経費の 2/3 を補助 中堅企業・大企業 : 補助対象経費の 1/2 を補助

注 4: 中小企業とは中小企業基本法に規定される企業です。ただし、資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接または間接に 100%の株式を保有されている企業、あるいは、確定している(申告済)直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超える企業は含みません。

3. 申込方法

お申し込みをご希望の場合は、以下「提出先」記載の電話番号または e-mail まで、検討されている講座の概要（対象国、内容、実施期間等）をご連絡下さい。概要をお伺いした後、お申込みのための書類の準備、段取りなどについてご案内致します。

提出書類
<p>【提出書類】 実施申請書一式（所定様式）</p> <p>【添付書類】 （Ⅰ）申請法人概要案内 （Ⅱ）会社経歴書（写）（申請法人が企業の場合のみ） （Ⅲ）登記簿謄本（写） （Ⅳ）財務諸表（決算書）（写） （Ⅴ）労働保険申告書（写）（申請法人が中堅・中小企業のみ） （Ⅵ）株主名簿等、出資者と出資比率を記載した書類（写）（申請法人が中堅・中小企業のみ） ※（Ⅰ）から（Ⅲ）は、AOTS が実施する補助事業を初めて利用する場合の申請法人にご提出頂きます。</p> <p>【補足書類】（必要に応じてご提出いただきます。） 役務許可該非判定理由書</p> <p>※申請書に記載されている個人情報に関して、AOTS は自らが定める個人情報保護方針に基づき適切な管理、保護を行います。</p>
募集期間
<p>常時募集しております。 ※予算の執行状況によっては、途中で募集終了となる場合もございます。</p>
提出先
<p>一般財団法人 海外産業人材育成協会 企業連携部 寄附講座グループ（担当：土屋、三浦） E-Mail： indus-acad-collab-pg@aots.jp</p> <p>〒120-8534 東京都足立区千住東 1-30-1 電話：03-3888-8238 FAX：03-3888-8428</p>

※ AOTS の個人情報保護方針について：詳細は当協会ホームページに公開しています。本文書にご記入の個人情報は、当協会の個人情報保護方針に基づき、安全に管理し保護の徹底に努めます。また、寄附講座に係る事務手続き並びに当協会からの各種ご案内等に使用します。
<https://www.aots.jp/jp/policy-privacy/>

4. 申込みから実施、精算までの流れ

実施申請書類の提出と審査
<p>≫ 「実施申請書」(AOTS 書式) を、提出してください。AOTS で内容を確認の上、妥当と認められるものを審査委員会に諮ります。</p>
審査
<p>≫ 審査委員会への諮問結果を受けて、本年度の本事業として実施する案件を決定し、実施が採択された申請法人へ承認通知書を送付します。</p> <p>なお、評価基準は、以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 寄附講座のテーマ・内容(対象技術)の妥当性 ② 寄附講座実施の目的・目標の明確性、期待する効果の明確性、その達成に向けた工夫の妥当性 ③ 寄附講座開設実施国の妥当性 ④ 講座の実施計画の妥当性・有効性 ⑤ 講座の成果発表についての実施計画の有効性
講座の実施に向けての準備・調整
<p>承認通知書を受けた申請法人は、速やかに現地大学等との最終調整・確認、実施準備を進め、国外講師を現地に派遣する場合は講師の渡航支援を行います。</p> <p>なお、現地大学等との最終調整・確認の過程で、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「実施計画変更申請書」(AOTS 書式) を提出して下さい。</p> <p>≫ 現地大学等との講座科目設計や実施日程等の最終調整及び講座開設に必要な手続 ≫ カリキュラム作成、講師選定、シラバス作成 等 ≫ 講師・通訳及び会場等の手配 ≫ 受講生または参加学生の募集、選考 ≫ 教材や講座実施に必要な備品、資機材の準備・手配 ≫ 現地における講座実施体制の確認 ≫ 国外講師の現地滞在支援体制についての整備・確認、等</p>
講座の実施・月別支出明細書の提出
<p>主体的に、寄附講座案件を実施して頂きます。</p> <p>なお、必要に応じて、AOTS 職員が実施状況等の確認のために訪問します。</p> <p>≫ 承認を受けた内容及び AOTS の基準に則って実施 ≫ 補助対象となる経費を発生月ごとに「実施経費月別支出明細書」(AOTS 書式) にまとめ、証憑等を添付の上、AOTS へ提出</p>

完了報告及び精算払請求書と支払い

提出された「実施経費月別支出明細書」及び証憑等に基づき、寄附講座開設費を円貨金額により確定し、ご負担頂く分担金の額を差し引いて、AOTS よりお支払い致します。

≫≫ 寄附講座終了後 1 ヶ月以内に完了報告及び「寄附講座開設費精算払申請書」を提出

≫≫ 中間払いを希望する場合は「寄附講座開設費中間払申請書」を提出

<お問い合わせ先>

一般財団法人 海外産業人材育成協会

企業連携部 寄附講座グループ (担当：土屋、三浦)

E-Mail：indus-acad-collab-pg@aots.jp

〒120-8534 東京都足立区千住東 1-30-1

電話：03-3888-8238 FAX：03-3888-8428